

障害のある人を対象とした NHK放送受信料の免除基準



平成20年10月1日からの免除基準は次のとおりです



【全額免除】

- 「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合に、全額免除となります。

＊従来の「身体障害者」「重度の知的障害者」から対象を拡大します。
＊生活状態の条件を「市町村民税非課税」に統一します。

【半額免除】

- 視覚・聴覚障害者が世帯主の場合に、半額免除となります。
＊視覚・聴覚障害者の免除基準の変更はありません。
- 重度の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）が世帯主の場合に、半額免除となります。

＊従来の「重度の肢体不自由者」から対象を拡大します。

NHK放送受信料の免除基準内容 ※世帯対象

平成20年10月1日施行

	対象	適用条件
全額免除	公的扶助受給者	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法に定める扶助を受けている場合 らい予防法の廃止に関する法律に定める援護を受けている場合 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合
	身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの人がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された人がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
	社会福祉事業施設入所者	社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設に入所されている場合
半額免除 （右に該当する世帯主が受信契約者の場合）	視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの人が、世帯主である場合
	重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の人が、世帯主である場合
	重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された人が、世帯主である場合
	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の人が、世帯主である場合
	重度の戦傷病者	戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の人が、世帯主である場合